

中核林業振興地域に於ける林業技術の諸問題

熊本県林業研究指導所 白石保男

1. はじめに

昭和51年から中核林業振興地域育成特別対策事業が実施段階に入ったが、熊本県でも54年現在、8地域25市町村が地域指定を受けている。

この事業が所期の目的を達するためには、行政の強力な指導は云うまでもなく、県行政の一環である試験研究機関としては、実態を充分把握して適確な研究指導の対応が必要である。

このようなことから、昭和53年度までに事業計画の実施に入った17市町村について、林業的な土地利用、林家率、林業所得などの林業のウエイトを分析し、特に林業生産のシェアのたかい、しかも生産と労働力定住のバランスのとれた3カ町村の中で、林業の活動機能を内蔵している地域として、八代郡坂本村を選定し、林業計画に対する技術的対応がどのような現況に在るか、林業地帯としての可能性と技術対策を検討した。

2. 地域の概況

熊本県の中南部に位置し、総面積16,219km²の86%が山林で占められており、村の中央部を球磨川が貫流し、800m前後の山稜が迫っているため、急峻な地形の比率がたかい。年平均気温16℃、年降水量2,000mmと林木の育成に適した条件を備えており、県下有数の人工

造林地帯となっている。

昭和36年3村合併当時、人口18,034人、戸数3,143戸を数えていたものが、昭和53年には人口10,368人、戸数2,500戸と42.5%の大巾な減少率を示している。

昭和45年に山村振興事業を、続いて第一次林業構造改善事業、46年に過疎地域の指定を受けている。

昭和52年に中核林業振興地域の指定を受け、53年度から第二次林業構造改善事業の実施に入っており、生産基盤の整備及び林業生産の増進に努めているところである。

村の経済についてみれば、既存産業への依存度が強く、所得は年々上昇しているものの、他市町村産業からの所得分配が大ききウエイトを占めている。

3. 潜在林力の認識

林野面積14,267haの内、国有林14%、村有林1%、一般私有林85%で、戦後の積極的な造林事業の推進により人工林率は77%に達しているが、5歳級以下の幼齡林が80%を占めている。

また林家の50%が5ha未満の小規模経営であり、林業は他産業との相互補益的な産業構造をなしている。

森林組合は昭和43年合併以来、内部充実而努力しており、現在組合員1,665名、払込み済出資金920万円職員数は6名である。労務班は3班52名を擁して、組合員の山林について受託による施業を行っており就業

保有階層別人員及森林面積

坂本村

		0.01~0.5ha	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10~20	20~40	40以上	計
在村	人数	1,819	715	962	371	401	23	96	24	4,625
	面積ha	392	484	1,514	1,212	2,226	2,289	1,826	786	10,729
不在村	人数	99	61	102	47	61	39	29	17	445
	面積ha	23	35	134	95	190	145	256	658	1,536
合計	人数	1,918	776	1,064	418	462	276	125	41	5,080
	比率%	37.8	15.3	20.9	8.2	9.1	5.4	25	0.8	100
	面積ha	415	519	1,648	1,307	2,417	2,434	2,081	1,444	12,265
	比率%	3.4	4.2	13.4	10.7	19.7	19.8	17.0	11.8	100

注) 1. 同一人が幾つかの林分を保有している場合林分毎に件数を人員とした。

2. 林家戸数は1,667戸である。

労務延日数は 5,593日に達している。

林産物の生産額は、木材が主体をなし総額 103,543万円である。森林組合による販売額は101,07万円で生産額の10%に過ぎない。

本地域は市場に近い(8~14km)という立地条件と生活環境の改善が進んでいることもあって、出稼者は少く(村内で9名)住民定着状況は良好である。また木場作跡地造林が多いため、林地が細分されてはいるものの所有階層別にみれば、他地域に比し5ha以上の所有層が多い。林地の移動状況をもて、上位階層への集積移動がみられる。

私有林の移動(売買)件数をみれば、昭和49年 229件、50年 160件、51年 264件となっており、51年について移動内容をみれば、次のとおりである。

階層移動なし	198件
5ha未満が5ha以上階層へ	31件
〃 20ha 〃	25件
20ha未満が20ha 〃	10件

この内訳をみれば農林業従事者以外への売買件数が圧倒的に多く、84%を占めている。

耕地面積が狭く(120haに及ぶ他町村への出作がある)山林からの現金収入が少ない、そして林業経営技術が未熟であることなどから、坂本村振興計画では林業計画を大きなウエイトで取りあげており、当面の対策として特殊林産物の増産、流通に力を入れている。

企業立地による村財政の豊かさは、兎角生活福祉政策に傾き勝ちであるが、林業立村を指向する本村としては、産業振興のための思いきった施策が望まれるところであり、林業経営改善合理化へ向けて残された問題が多い。

4. 成熟林業への指向

豊かな木材資源を保有する本村が、林業経済圏を形成してゆくためには、若齢林をどのようにして林業地へ誘導するか、従来の混然たる施策を統一して林業全体の仕組を秩序だてる必要がある。

当地域は急斜地が多く、しかも過密林地が多いため地表植生が急激に減少しつつあり、このことは林地保全の防災面からも林分疎開による、地表植生の保存が必要であり、このため除間伐の強力な推進が図られねばならないところである。そして対策の基本ともなる

べき作業道の開設は急を要するものがある。

しかし乍ら、道路開設に当っては多くの困難な問題が横わっており、これらの要因を排除し乍らの路網作設は、余程強力な行政のテコ入れなしには達成出来ないのではないかと考えられる。

問題点を列記すれば次のとおりである。

① 山村の地割りが小さいため、道路開設によるつぶれ地に対する所有者の反対が強い。

② 地形が険しいため、全体的な循環路網の計画が難しく、谷々への突込型の路線計画しか出来ない。

③ 受益者負担に対する理解度が少ない。

また除間伐推進に当っての労務上の問題からみれば複合経営的な林家が多く、自立可能な面積の所有者でも、つなぎ資金調達の方途を見出し得ず、日雇に出る者が多い。

従って山林経営には無関心といえないまでも、時間的余裕がないことなどから、折角の国或は県の施策も末端で充分活用し得えない状況で、一部の熱心な林家をくやしがらせる結果となっている。

中核林業振興地域指定に至るまでの、各種振興事業についてみても、十分な成果が挙っていない。

このことは技術的な遅れもさることながら、技術が育ち得ない社会的要因が介在しているとみられる。

産業開発のための、積極的な行政施策の対応が遅れていることは、古くからの製紙企業立地の歴史からみて、企業一辺倒の村行政の本質が災わいしているためとみられる。

また一方では、都市近郊林業ともいうべき恵まれた立地条件が、財産備蓄的な林業感覚を支配的なものとしている。そして市場と直結した生産体系を組織的に生かし得ず、林業経営が地域の発展につながっていない。林政及び技術指導面からの対策として、強力な労務班の編成と地域林業振興の牽引力となる強力な指導者の養成とともに、中核となるモデル林家の集中的な育成指導が必要である。

引用文献

- (1) 地帯別林業計画調査報告書 熊本県林務部 52年
- (2) 八代地域中核林業振興地域整備計画書 〃
- (3) 林業構造改善計画書(坂本村) 53年
- (4) 坂本村振興計画 〃